

里帰り出産等による妊婦健康診査助成金等受診等証明書について

令和8年4月1日更新

1 受診等証明書とは

「受診等証明書」とは、契約医療機関以外の医療機関(都外医療機関など)で妊婦健康診査などを受診した後に、受診医療機関に発行を依頼する受診日・領収金額等が記載された書類となります。

「受診等証明書」をご提出いただくと、原則、領収書・診療明細書の提出を省略できます。

「受診等証明書」での申請をご希望の場合は、直接、受診医療機関に発行の可否や手数料の有無についてお問い合わせください。

2 発行手順

(1) 健診を受けた際に医療機関や助産所に費用を支払う。

※健診などの費用は全額自己負担になります(受診票は保管しておく)。

↓

(2) 「里帰り出産等による妊婦健康診査等受診等証明書」を受診した医療機関や助産所に提出する。

※受診医療機関によっては、発行できない場合があります。事前に医療機関にご確認ください。

↓

(3) 全ての妊婦健康診査、新生児聴覚検査、産婦健康診査、1か月児健康診査を終えた後に、健診日・領収金額・医療機関名及び所在地・担当者名等の記入がされた「受診等証明書」を医療機関や助産所から受け取る。

↓

(4) 申請の際に他の必要書類と併せて「里帰り出産等による妊婦健康診査等受診等証明書」を提出する。

↓

(5) 審査後、区から決定通知書が届き、決定額が振り込まれる。

3 注意事項

- ・「受診等証明書」による申請を希望する場合は、事前に受診医療機関に発行の可否についてご確認ください。
- ・受診医療機関により発行手数料(文書料等)がかかる場合があります。
- ・受診医療機関が複数の場合、医療機関ごとに必要です。受診医療機関ごとにご提出ください。
- ・領収額と助成上限額を比較し、少ない方が助成できる額となります。
- ・「受診等証明書」より受診状況が確認できないときは、領収書・診療明細書の提出をお願いする場合があります。